

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月8日
【発行者の名称】	韓国輸出入銀行 (The Export-Import Bank of Korea)
【代表者の役職氏名】	殷 成洙 (Sung-soo Eun) 銀行長 (Chairman and President)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎文彰
【住所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5802-5860
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【住所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5802-5860
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	債券
【発行登録書の内容】	
提出日	平成30年6月5日
効力発生日	平成30年6月13日
有効期限	平成32年6月12日
発行登録番号	30-外債2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	484,233,726,000円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成31年2月8日（提出日）である。
【提出理由】	発行登録書に「韓国輸出入銀行2024年2月22日満期豪ドル建債券（グリーンボンド）」に係る一定の記載事項および添付書類を追加・添付するために平成31年1月28日付で提出した訂正発行登録書の記載事項の一部に訂正の必要が生じたため、本訂正発行登録書を提出するものである。 (訂正内容については、本文を参照のこと。)
【縦覧に供する場所】	該当なし

【訂正事項】

< 「韓国輸出入銀行2024年2月22日満期豪ドル建債券（グリーンボンド）」に関する情報 >

第2 売出債券に関する基本事項

2 利息支払の方法

3 償還の方法

(4) 支払

【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

< 「韓国輸出入銀行2024年2月22日満期豪ドル建債券（グリーンボンド）」に関する情報 >

第2【売出債券に関する基本事項】

2【利息支払の方法】

（訂正前）

各本債券には、その額面金額に対して2019年2月27日（以下「利息起算日」という。）から年（未定）パーセントの利率で利息が付され、かかる利息は2019年8月22日を初回とし、それ以降満期日である2024年2月22日を最終回とするまで毎年2月22日および8月22日（それぞれを以下「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（いずれも当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、後払いされる。各利払日に支払われる利息の金額は、10,000豪ドルの各本債券につき（未定）豪ドル（ただし、初回利払日に支払われる（すなわち、利息起算日（当日を含む。）から2019年8月22日（当日を含まない。）までの期間にかかる）利息の金額は、額面10,000米ドルの各本債券につき（未定）米ドル）である。

< 後略 >

（訂正後）

各本債券には、その額面金額に対して2019年2月27日（以下「利息起算日」という。）から年（未定）パーセントの利率で利息が付され、かかる利息は2019年8月22日を初回とし、それ以降満期日である2024年2月22日を最終回とするまで毎年2月22日および8月22日（それぞれを以下「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（いずれも当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、後払いされる。各利払日に支払われる利息の金額は、10,000豪ドルの各本債券につき（未定）豪ドル（ただし、初回利払日に支払われる（すなわち、利息起算日（当日を含む。）から2019年8月22日（当日を含まない。）までの期間にかかる）利息の金額は、額面10,000豪ドルの各本債券につき（未定）豪ドル）である。

< 後略 >

3【償還の方法】

(4) 支払

(訂正前)

<前略>

本債券または利札に関する支払の日が支払営業日でない場合、当該本債券または利札の保有者は翌支払営業日まで支払を受けることができず、かかる支払の繰延について追加の利息またはその他の金員の支払を受けることができない。本書において「支払営業日」とは、関連呈示地（本債券が現物債の場合）ならびにロンドン、ソウルおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済業務を行い、かつ一般業務（外国為替取引および外国為替預金を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本債券または利札に関する支払の日が支払営業日でない場合、当該本債券または利札の保有者は翌支払営業日まで支払を受けることができず、かかる支払の繰延について追加の利息またはその他の金員の支払を受けることができない。本書において「支払営業日」とは、関連呈示地（本債券が現物債の場合）ならびにロンドン、ニューヨーク、ソウルおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済業務を行い、かつ一般業務（外国為替取引および外国為替預金を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

<後略>